

中小企業等経営強化法の概要と取引先支援のポイント

経営力向上計画の策定支援&求められる対応

杉本 光生

杉本光生中小企業診断士事務所

いよいよスタートした中小企業等経営強化法の「経営力向上計画」の策定支援などを行う中で、金融機関に求められる対応を解説する。

7月1日、「中小企業等経営強化法」(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律が改正され名称変更)が施行され

(経営力向上)を図ることが不可欠となっている。また国内の企業経営者の多くは60歳以上であり、事業承継についても大きな問題となっている。10年後、20年後も事業を継続していくためにも、喫緊の課題を解決し、経営力の向上に取り組み必要がある。

積極的に支援することを軸に、以下の四つが挙げられている。
①生産性向上の必要性
少子高齢化・人手不足などの状況下で効率的な付加価値を生み出せるよう、製造業はもろろん、相対的に生産性の低い非製造業における生産性の向上が必要。日本の産業構造が変化中、サービスの比率は上昇を続けており、現在では雇用の7割を占めている。

1 中小企業等経営強化法の概要



1. 制定・施行に至った背景

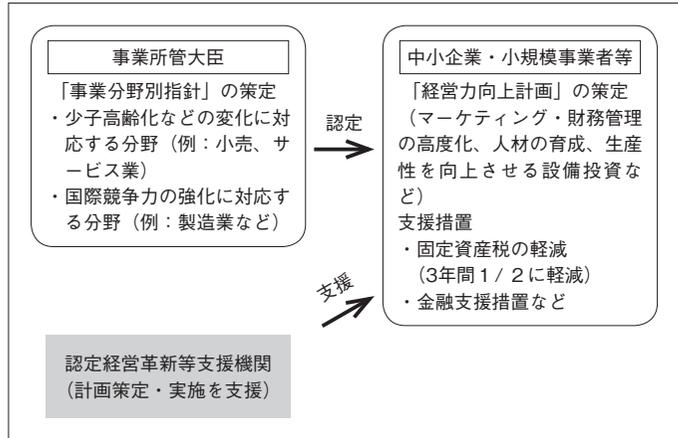
人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力の減少や、国際競争力の激化、人手不足などにより、中小企業・小規模事業者等(以下、中小企業者等)を取り巻く事業環境は厳しさを増し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されている。

特に、従業員一人当たりの儲けを示す労働生産性は、大企業では伸びている一方、中小企業者等では停滞状況にある。
このような中で中小企業者等は、労働力の供給制約などを克服し、海外展開なども含めた将来の成長を果たすべく、生産性の向上

に支援することで、地域経済への大きな波及効果が期待される。
政府が生産性向上に役立つ取組みを分かりやすく中小企業者等に提供すること、生産性を向上させる取組みを計画した中小企業者等を

得ることができる。
認定を受けた事業者は税制や金融支援などの措置を受けられる。また、支援機関(金融機関・商工会議所・商工会・土業など)は国の認定を得て、中小企業者等による経営力向上計画の策定・実施を支援する。
4. これまでの中小企業支援施策との違い
同法は、これまで直接的な支援対象としてこなかった企業の「本業」の成長(生産性の向上・経営の強化、図表2)を新たに支援するものだ。
従来の中小企業支援施策は、創業・事業環境の改善・新分野への進出(新事業の開始)・経営承継・事業再生といった間接的な支援であった。今回の中小企業等経営強化法では、生産性の向上(経営力向上)と取引条件の改善(実態の把握、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用、指導・要請、下請かけこみ寺の機能強化)の両輪による、中小企業者等の「稼ぐ力」(本業)の強化を支援することになる。

図表1 経営強化のための支援体制スキーム



図表2 経営力向上の事例

サービス業における取組み	製造業における取組み
売上、予約状況などの情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有することにより、細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現する。	自動化された工作機械を導入しながら、従業員の多能工化を促進し、一人で行える工作機械を増やすことにより収益力の向上を実現する。

ための取組みをさらに普及させることが重要だ。そのためには、支援機関の伴走型の支援によるきめ細かな経営課題の解決が不可欠である。

率のよい技法・手法、プロセス・活動などを元に、自社においての対策が講じられるように取組みを分かりやすく提供することが必要である。

③業種別の経営課題への対応

経営課題や生産性向上のための取組み方法は事業分野ごとに異なるため、同業者などのベストプラクティス(結果を得るのに最も効

中堅企業は、地域の中小企業者等との取引のハブとなるなど、地域経済を牽引する存在である。この中堅企業の生産性向上を一体的

に支援すること、地域経済への大きな波及効果が期待される。
政府が生産性向上に役立つ取組みを分かりやすく中小企業者等に提供すること、生産性を向上させる取組みを計画した中小企業者等を

得ることができる。
認定を受けた事業者は税制や金融支援などの措置を受けられる。また、支援機関(金融機関・商工会議所・商工会・土業など)は国の認定を得て、中小企業者等による経営力向上計画の策定・実施を支援する。
4. これまでの中小企業支援施策との違い
同法は、これまで直接的な支援対象としてこなかった企業の「本業」の成長(生産性の向上・経営の強化、図表2)を新たに支援するものだ。
従来の中小企業支援施策は、創業・事業環境の改善・新分野への進出(新事業の開始)・経営承継・事業再生といった間接的な支援であった。今回の中小企業等経営強化法では、生産性の向上(経営力向上)と取引条件の改善(実態の把握、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用、指導・要請、下請かけこみ寺の機能強化)の両輪による、中小企業者等の「稼ぐ力」(本業)の強化を支援することになる。

④中堅企業の重要性
中堅企業は、地域の中小企業者等との取引のハブとなるなど、地域経済を牽引する存在である。この中堅企業の生産性向上を一体的に支援すること、地域経済への大きな波及効果が期待される。
政府が生産性向上に役立つ取組みを分かりやすく中小企業者等に提供すること、生産性を向上させる取組みを計画した中小企業者等を

得ることができる。
認定を受けた事業者は税制や金融支援などの措置を受けられる。また、支援機関(金融機関・商工会議所・商工会・土業など)は国の認定を得て、中小企業者等による経営力向上計画の策定・実施を支援する。
4. これまでの中小企業支援施策との違い
同法は、これまで直接的な支援対象としてこなかった企業の「本業」の成長(生産性の向上・経営の強化、図表2)を新たに支援するものだ。
従来の中小企業支援施策は、創業・事業環境の改善・新分野への進出(新事業の開始)・経営承継・事業再生といった間接的な支援であった。今回の中小企業等経営強化法では、生産性の向上(経営力向上)と取引条件の改善(実態の把握、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用、指導・要請、下請かけこみ寺の機能強化)の両輪による、中小企業者等の「稼ぐ力」(本業)の強化を支援することになる。